平成２３年（フ）第３６９号
東京都国分寺市東元町１丁目17番14号第３福島荘322
債務者　本間　　聖
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７号
静岡市駿河区高松1996番地　ウィンクルムＡ―203号
債務者　三浦　公子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
長崎県佐世保市大潟町524番地、旧住所大阪府大阪市住吉区大領２丁目２番15―204号
債務者　鹿野　誠司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市横尾町120番地38
債務者　大村惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
静岡市駿河区西平松191番地の１、旧住所静岡市駿河区大谷2196番地の６　輝2004―Ａ202号
債務者　望月　令奈
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
静岡県島田市宮川町2442番地の13、旧住所静岡県浜松市浜北区横須賀1537番地の15　ファインＳＫハイム201号室
債務者　永野　愛美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７号
島根県益田市美都町丸茂1134番地
債務者　彌重　利久
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第８号
島根県益田市美都町丸茂1134番地
債務者　彌重久美子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１６８０号
東京都稲城市向陽台５丁目10番地リベレ向陽台４―313号
債務者　佐藤　繁樹
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２号
静岡県浜松市西区白洲町3640番地の５、前住所静岡県浜松市西区協和町14番地の５
債務者　藤本　智司
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5404番地、前住所愛知県新城市大宮字宮ノ前21番・22番合併地
債務者　山本　政仁
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
静岡県浜松市浜北区新原3047番地の２　フリーデン水深302号室、前住所三重県名張市すずらん台西１番町290番地
債務者　高原　邦夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
静岡県浜松市東区有玉台４丁目10番５号晴和コーポラス102
債務者　大田　善信
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
愛知県豊橋市中岩田３丁目10番地４　209、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字北山72番地の６
債務者　角田　容子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部